

「北九州市迷惑行為防止基本計画(第4次計画)」(素案)に対する意見表明 ～「彩りあるまち」、「安らぐまち」の実現に向けて～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部委員会(委員長:大塚 竜二 東京海上日動火災保険株式会社 専務執行役員)では、2024年12月11日付で公表された「北九州市迷惑行為防止基本計画(第4次計画)」の意見募集に対し、1月10日付で意見表明を行いました。

「北九州市迷惑行為防止基本計画」は、第1次計画の2010年度から第3次計画の2024年度までの間、小倉や黒崎の繁華街での巡視活動やモラル・マナーアップに向けた教育および啓発活動など、市民・事業者・行政が連携して様々な取組を推進してきました。しかし、迷惑行為が減っていると感じる市民の割合はまだ低く、今後、北九州市全域におけるモラル・マナーアップの意識の浸透を図ることが必要となっているため、北九州市迷惑行為防止推進協議会における議論を踏まえ、これまでの取組の充実・強化を図るとともに、新たな市民ニーズにも対応するため、第4次計画が策定されます。

九州支部委員会では、施策の柱の一つである「マナーアップ教育の強化・推進」に対して、次の意見を表明しています。

《主な意見内容》

P19～20 第4章 施策の柱と取組

「モラル・マナーの向上のためには、長期的な視点を持った息の長い取組が不可欠であり、子どもたちから迷惑行為をしない・させないという意識を育むことにより、自ら進んで迷惑行為の防止に取り組む人材を育てていくことが必要です。このため、子どもたちが、迷惑行為を正しく認識し行動できるよう、学校教育、家庭教育などの充実を図る取組を進めます。」との取組アプローチに賛同いたします。

特に、「2. 交通安全センターにおける交通安全教育」、「3. 自転車マナーアップ推進事業」および「4. 新たなモビリティの交通安全マナーの推進」においては引き続き推進する必要があると考えます。なお、自転車の運転については、令和5年の道路交通法改正や令和2年の県自転車条例改正により、マナーというよりは16歳以上の利用者には一部罰金が課されるルール化がされており、また、モビリティについても令和4年の道路交通法改正により、特定小型原動機付き自転車以外のモビリティは原付自転車等に区分されるなど一定の法的整理がされ、摘発されれば罰金が課されるルール化が図られているものと考えております。「マナーではなく、一部に罰則のあるルールである」旨の、子どもたちに対する意識改革が今日的に重要であると考えます。